

婚姻届

送 年 月 日

長 印

令和〇〇年〇月〇日届出

第 号

書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知

市民課窓口あるいは守衛室に「届出をされた日」が「婚姻年月日」となります。

記入例

◎届出の日に住民登録をしているところを書いてください。

(1)	氏名	夫になる人 甲野 義太郎	妻になる人 乙野 梅子
	生年月日	昭和63年7月30日	平成3年8月20日
(2)	住所	周南市岐山通1丁目 1番地の1番 岐山マンション102号	周南市富田1丁目 1番地1号 富田アパート2.0.1号
	世帯主の氏名	甲野 義太郎	乙野 梅子
(3)	本籍	山口県周南市岐山通1丁目 1番地1番	山口県周南市富田1丁目 1番地1番
	筆頭者の氏名	甲野 幸雄	乙野 忠治
(4)	父母の氏名 父 続き柄	父 丙本 真治 母 甲野 松子	父 乙野 忠治 母 乙野 春子
	婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏 新本籍 (左の☑の氏の人が入籍の筆頭者となっているときは書かないでください) <input type="checkbox"/> 妻の氏 山口県周南市岐山通1丁目 1番地1番	
(5)	同居を始めたとき	平成29年8月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)	
(6)	初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 (☐死別 ☐離別) 年 月 日	
(7)	同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫 [] 妻 [] 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 [] 妻 [] 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 [] 妻 [] 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 [] 妻 [] 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世界(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 [] 妻 [] 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 [] 妻 [] 6. 仕事をしている者のいない世帯	
	夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(8)	夫妻の職業	例：夫の養父「甲野 幸雄」 養父との続き柄は「養子」	
(9)	届出人	夫 甲野 義太郎	妻 乙野 梅子
	署名押印	甲野	乙野
事件簿番号		住定年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日

◎夫及び妻の捨印

捨 印	夫 甲野
妻 乙野	

会社勤めの方は、総従業員数が100人未満は「3」、100人以上は「4」

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取扱うので、前日までに戸籍担当係で事前審査をしておいてください。)
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書を本籍地でない役場に出すときは、戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)が必要ですので、あらかじめ用意してください。

成年者の証人が2名必要です

証 人	
署 名 印	甲野 幸雄 (甲野) 丙山 竹子 (丙山)
生 年 月 日	昭和15年5月10日 昭和45年6月6日
住 所	周南市熊毛中央町 1番地1号 周南市大字鹿野上 3.2.7.7番地1号
本 籍	山口県周南市岐山通1丁目 1番地1番 山口県周南市大字鹿野上 3.2.7.7番地1番

捨 印	甲野
丙山	

◎証人の捨印

◎父母が亡くなられていても記入してください。
 ◎養父母がおられる場合は、氏名及び続き柄を「その他」欄に記入してください。
 ◎父母が離婚し、氏が変わっている場合は、現在の氏を記入してください。(分かる範囲でさしつかえありません)

◎新本籍には、マンション名や部屋番号は記入しないでください。

◎結婚式及び同居をしていない場合は空欄にしてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。

※裏面もご覧ください。

【注意事項】

- 届出をする市町村が本籍地でない場合 本籍地でない方の「戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)」が必要です。
- 婚姻する人が未成年の場合は親の同意が必要です。(詳しくはお問い合わせください)
- 署名及び証人欄は必ず本人が自署してください。
- 印は、同氏でも各自別々の印を押してください。(スタンプ印は使用しないでください。認印は可。)
- 届出人の印をお持ちください。

◎屋間連絡の取れる、夫妻の電話番号を記入してください。

日中の連絡先

電話 ☎ (0834) 22 - 8295 番

電話 ☎ (090) 0000 - 0000 番

◎婚姻届によって住所は変わりません。
 住所を変える場合は、別に「住民異動届」が必要です。(届出をする市町村に転入する場合、転入する方の「転出証明書」が必要です。)
 ◎国民健康保険に加入されている方は、保険証をお持ちください。(婚姻により氏が変わる方、また住所、世帯主を変更する方のみ。)